# ■ 営業等・農業・不動産・山林所得を申告される方へ(お願い) ■

- 営業等・農業・不動産所得などの収入がある場合は、**所得が赤字でも**申告をしてください。
- 申告時には必ず次の書類をご持参ください。書類がない場合は受付できない場合があります。
- 1 収支内訳書(必ず各自で記入してきてください。)
- 2収入金額を証明する書類 (販売証明・帳簿・通帳など)
- 3領収書・証明書等(農業協同組合発行の購買リスト・農業共済組合が発行する水稲共済金・無事戻金の各振込みのお知らせ)・ 市発行の減価償却表など
- 新しく機械等(減価償却資産)を購入されたときは販売証明が必要です。

# 申告相談期間および会場 阿南市役所 1階多目的スペース



2月17日 から3月16日 まで 午前8時30分から午後4時まで(土日祝は除く)

近年の中告受付は、商工業振興センターで・会場の混雑が予想されますので、確 実施していましたが、令和2年度市・県民税 **申告の受付は阿南市役所で行います。**所得税 の還付等、簡易な内容に限り確定申告の受付 も行います。(分離課税・住宅借入金等特別 控除・青色申告・準確定申告・過年分の確定 申告は阿南市役所では受付できません。また、 内容によっては阿南税務署へご案内させてい ただく場合もございます。)

- 定申告をされる方は、便利なe-Tax (電子申告)をご活用ください。ご 自宅等からパソコンやスマートフォ ンで簡単に申告することができ、大
- ・また、来庁される場合は駐車場の混 雑が予想されますので、できるだけ 公共交通機関をご利用ください。



### 地区別出張申告相談

午前10時から午後4時まで 各会場の受付時間は、

※混雑の状況により、受付時間が変更になる場合がございますので、ご了承ください。

日程	受付 会場	受付できる地区	日程	受 付 会 場	受付できる地区		
2月18日(火)	長生公民館	長生	3 E 3 E (II)	伊島漁協	伊島		
2H100W	<b>大工公氏</b> 語	技工	3月3日(※) 羽ノ浦地域交流センター で		古庄・古毛・明見		
2月19日飲	桑野公民館	桑野·内原 山□·阿瀬比			宮倉		
2月20日(秋)	新野公民館	新野	3月5日(株)	福井町総合センター	福井		
Z M Z O LI VIV	利生产公尺的	★/  ±J'	2H2Ukiy	羽ノ浦地域交流センター	春日野·西春日野		
2月21日金	中野島総合センター 上中・柳島・横見		2808	37 / 滞地域充法与2.万二	中庁		
2月21日徳	新野公民館	新野	3月6日金	羽ノ浦地域交流センター	中庄 		
2月25日(火)	那賀川支所	三栗・北中島 色ヶ島・敷地・黒地	3月9日周	橘町総合センター	橘		
O ⊟06□(4k)	大野公民館	上大野·中大野·下大野	2 □ 1 0 □ (i)	加茂谷公民館	楠根·熊谷·吉井·加茂		
2月26日(水)	那賀川支所	大京原·原·西原 江野島·小延·島尻	3月10日(火)	川以台公氏略	深瀬·十八女·水井 大井·大田井·細野		
0 E 07 E (+)	椿公民館	椿・椿泊	3月11日(水)	津乃峰総合センター	大潟・津乃峰 見能林・才見・中林		
2月27日(休)	那賀川支所	赤池·古津·上福井 苅屋·工地·芳崎	SHIIDWY				
2月20日余	宝田公民館	宝 田	<ul><li>※次の地区は受付会場が変更になりましたのでご注意ください。</li><li>大野地区 → 大野公民館(大野老人いこいの家では実施していません。)</li></ul>				
2月28日金	那賀川支所	今津浦·八幡·手島 豊香野·日向·中島	大井地区 -	所では実施していません。)			
3月2日月	羽ノ浦地域交流センター	岩脇	<b>見能林地区</b> - ※富岡地区の方は	→ <b>津乃峰総合センター</b> (見能林公民 、阿南市役所をご利用ください。	晒くの夫肥しくいみせん。)		

### 阿南市役所税務課 公 0884-22-1114

市・県民税については市民税係 内線2231・2232・2233・2234 国民健康保険税については諸税係 内線2237・2238

**令和2年度**(令和元年分所得)

# 市民税・県民税申告の手引

## (5) 阿南市役所

市・県民税の申告につきましては、毎年市民の皆様方のご協力をいただきありがとうございます。令和2 年度の市・県民税の申告書は、課税資料として重要となりますので3月16日までに提出してください。

なお、無収入の方でも所得証明などの証明書が必要となる方、各種行政サービスの提供を受けるため当市 での所得確認が必要となる方は、申告をお願いします。

# 申告期間 … 2月17日月から3月16日月 まで

#### 配 令和2年1月1日現在、阿南市に住所を有する方で、次に該当する方

(1)前年中(平成31年1月1日~令和元年12月31日)に収入のあった方

(2)給与所得者で次に該当する方

ア勤務先から市役所への給与支払報告書の提出がない方

(イ)給与以外の収入があった方

給与所得者で給与所得以外の所得の合計が20万円以下の方は確定申告をする必要はありませ んが、市・県民税の申告をする必要があります。

(対扶養の変更や所得控除(雑損・医療費・寄附金など)の追加がある方

※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

(工前年中に会社等を退職し、年内に再就職していない方

(3)公的年金等の受給者で次に該当する方

⑦受給先から市役所への公的年金等支払報告書の提出がない方

们公的年金以外の収入があった方

公的年金収入の金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定 申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告をする必要があります。

り維損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除 などを受けようとする方

※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

(4)国民健康保険に加入されている方

詳しくは**税務課諸税係(TEL22-1114)**までお問い合わせください。

2 今和2年1月1日現在、阿南市に住所を有しない方で、阿南市内に事 務所・事業所または家屋敷を有する方

※市・県民税申告においては、個人番号(マイナンバー)を使用します。

市役所へご提出いただく市・県民税申告書にはマイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示また は写しの添付が必要です。(本人確認書類:マイナンバーカードまたは、通知カード+運転免許証、被保険者証など)

- 1 申告書と印鑑(認印可)
- 2 給与収入がある方は、前年中の源泉徴収票、給与明細、支払証明書など
- 3 公的年金等の源泉徴収票
- 4 営業等・農業・不動産などの収入がある方は収支内訳書(必ず各自で記入してきてください。) 及び、前年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など(裏表紙参照)
- 5 前年中に支払った生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期 高齢者医療保険料の領収書または納付(控除)証明書など
- 6 雑損・障害者・勤労学生の各種控除を受けられる方は、領収書・支払証明書・障害者手帳など
- 医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書・保険金などで補てんされた金額がわかるものなど ※医療を受けた個人ごと・医療機関等支払先ごとに領収書をまとめて合計しておいてください。
- 8 寄附金税額控除を受けられる方は、寄附金の領収書など
- 所得税の確定申告をされる方は、e-Tax の利用者識別番号が分かるもの 利用者識別番号をお持ちの方は、ご自宅等で簡単に e-Tax (電子申告) で確定申告をすることができます。 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 1階 7A 窓口 http://www.city.anan.tokushima.jp/

#### 1 主な所得の種類 (平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得)

## 類 内 容		(1),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
選業等所得   一	種 類	内容
<ul> <li>★ 所 待</li></ul>	営業等所得	融業、運輸業、修理業、サービス業などいわゆる 営業から生ずる所得と、医師、弁護士、大工、外 交員、集金人など自由職業または畜産業、漁業な ど農業以外の事業から生ずる所得です。なお、収 入金額は源泉徴収された所得税を差し引く前の金
<ul> <li>不動産所得 地権などの不動産上の権利などの貸付けによって生する所得です。</li> <li>公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。</li> <li>株式や出資に係る剰余金の配当・分配、利益の配当、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託以外の投資信託および等更益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます。</li> <li>権式や出資に係る判余金の配当・分配、利益の配当、公社債投資信託および特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます。</li> <li>俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得のことです。所得は前年中に収入することが確定した金額(源泉燉収票に記載されている給与所得控除後の金額となります。給与所得の金額は「簡易給与所得表」により求めます。おお、一世時時には源泉徴収票またはその写しをご持参ください。</li> <li>[公的年金等]・・・・国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等]・・・・国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	農業所得	
和子所得 公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。 株式や出資に係る剰余金の配当・分配、利益の配当、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託および特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます。	不動産所得	地権などの不動産上の権利などの貸付けによって
<ul> <li>配当所得</li> <li>当、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託および特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます。</li> <li>俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得のことです。所得は前年中に収入することが確定した金額(源泉徴収室れた所得税を差し引く前の金額)で勤務先より受領した源泉徴収票に記載されている給与所得控除後の金額となります。給与所得の金額は「簡易給与所得表」により求めます。なお、申告時には源泉徴収票またはその写しをご持参ください。</li> <li>「公的年金等」・・・国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・・国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・・国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・・「国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・・「国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・・「国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・・「国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「公的年金等」・・「国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。</li> <li>「会議 以上 1,300,000 円以下 75% 375,000 円 1,201,000 円以下 175% 375,000 円 1,201,000 円以下 155% 375,000 円 1,201,000 円 1</li></ul>	利子所得	公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託
## 所	配当所得	当、公社債投資信託および公募公社債等運用投資 信託以外の投資信託および特定受益証券発行信託
## 所	給与所得	です。所得は前年中に収入することが確定した金額(源泉徴収された所得税を差し引く前の金額)で勤務先より受領した源泉徴収票に記載されている給与所得控除後の金額となります。給与所得の金額は「簡易給与所得表」により求めます。なお、申告時には源泉徴収票またはその写しをご
譲渡所得 などの譲渡による所得です。 [分離譲渡]…土地、建物、株式等資産の譲渡による所得です。  一時所得 賞金品、懸賞金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金・損害保険金の返戻金などの所得です。  5年以上保有している山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによって生ずる所	雑 所 得	年金などの所得です。   受給者の年齢 公的年金収入金額 割合 控除額
険金・損害保険金の返戻金などの所得です。   5年以上保有している山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによって生ずる所	譲渡所得	[総合譲渡]…ゴルフ会員権、機械器具、骨董品 などの譲渡による所得です。 [分離譲渡]…土地、建物、株式等資産の譲渡に
山 林 所 得 │ り、立木のままで譲渡したことによって生ずる所	一時所得	
	山林所得	り、立木のままで譲渡したことによって生ずる所

#### **2 所得控除金額** (平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払ったもの)

種	類	内	容	控	除	額			
雑 損	控 除	額) - (総所得 × 10%) ② (損失額-保険3		ち、	<u>:②の</u> いす 高い方 頁	ずれ			

種 類	内	容	控 除 額								
医療費控除	(支払額) - (補てん額) 円と総所得金額等の合計 いずれか低い金額)		最 高 200万円								
スイッチ OTC 薬		(スイッチ OTC 対象医薬品の支払									
控除	※医療費控除とスイッチ OT きません。	C薬控除を併り	用することはで								
社会保険料 控 除	国民(厚生)年金掛金、 保険税(料)、雇用保険 険料、後期高齢者医療付 共済組合掛金など	料、介護保	支払保険料 の 合 計								
小規模企業 共済等掛金 控 除	第1種共済契約に基づく 人型年金加入者掛金、 扶養共済制度の掛金		支払保険料の合計								
	一般生命保険料、介護医料それぞれについて、以た控除額の合計額(最高	下の表に基づ	國人年金保険 づいて算出し								
	新契約(平成24年1月1日以後	に締結したもの)									
	支払った保険料の金額										
	12,000円以下										
	12,001円~32,000円										
	32,001円~56,000円										
生命保険料											
控 除	旧契約 (平成23年12月31日以前に締結したもの)										
	支払った保険料の金額										
	15,000円以下										
	15,001円~40,000円	×1/2+	-7,500円								
	40,001円~70,000円	×1/4+	17,500円								
	70,000円超										
	※新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合 新契約と旧契約それぞれで算出した金額の合計額が控除額となります(最高2万8千円)										
	地震保険料、旧長期損害保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高2万5千円)										
	地震保険料		NO IN IN IN								
101.77.77.50	<b>支払った保険料の金額</b> 50.000円以下										
地震保険料	50,000円段下										
控除											
	支払った保険料の金額										
	5,000円以下										
1	5,001円~15,000円	支払額×1/	/2+2500円								
1	0,00113 10,00013		2 - 2,000  3								
	15,000円超										

#### 本人または配偶者・扶養親族が次 に該当する場合 ①精神上の障害により事理弁識能 | 障 害 者

障害者控除

力を欠く常況にある人	260,000円
②知的障害者	
(療育手帳交付者)	特別障害者
··· Aは特別障害者 ③精神障害者保健福祉手帳交付者	300,000円
<ul><li>・・・ 1級は特別障害者</li></ul>	
④身体障害者手帳交付者	同 居
<ul><li>… 1・2級は特別障害者</li></ul>	特別障害者
⑤年齢65歳以上の人で、その障害	530,000円
の程度が①、②または④に掲げ	
る方と同程度であるとして福祉	

事務所長の認定を受けている人

種	類	内	容	控	除額		種	類	内			容	ř																					
		①夫と死別もしくは離婚後再婚し ていない人や、夫が生死不明の 人で、扶養親族がある人		260	000 000				合計所得金額が1,000万円以下の納税者が生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者特別控除が受けられます。																									
		②夫と死別後再婚していない人、また		- 260,000円					配偶者の 合計所得金額		納税義務	猪の合	計所	得金額																				
寡婦排	空除	は夫が生死不明の人で、前年の合計 所得金額が500万円以下の人										900万円 950万円以		950万円超 1,000万円以下																				
		③夫と死別もしくは離婚後再婚していない人、または夫が生死不明の人で扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人									控除額																							
				300,000円				38万円超 90万円	刊以下	33万円	22万円	3	11万円																					
						直	记得	<b>昌</b> 者	90万円超 95万円	叫以下	31万円	21万円	3	11万円																				
		妻と死別もしくは認	 妻と死別もしくは離婚後再婚して				寺別	控除	95万円超 100万円	则下	26万円	18万円	3	9万円																				
寡夫控除	oh: D△	いない人、または妻が生死不明の 人で、前年の総所得金額等が38万 円以下の生計を一にする子を有し、 かつ、前年の合計所得金額が500		260,000円	260,000円				100万円超 105万円	刊以下	21万円	14万円	3	7万円																				
	空 际							105万円超 110万円以下		16万円	11万円		6万円																					
		万円以下の人					110万円超 115万円	刊以下	11万円	8万円	3	4万円																						
#1 224 2	ч.	大学生・高校生・- の生徒等で、前年の	-定の専修学校 か合計所得金額						115万円超 120万円	刊以下	6万円	4万円	3	2万円																				
勤労等	子生除	が 65 万円以下で、かつ、自己の 勤労によらない所得が 10 万円以		260,000円	260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円		260,000円				120万円超 123万円	別下	3万円	2万円	3	1万円
		下の人	サル IO ルロ以						123万円超		0円	0円		0円																				
		合計所得金額が1,000万円以下の納税者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が38万円以下の人。上記のうち昭和25年1月1日以前生まれの人は老人配偶者。※内縁関係の人は配偶者には該当しません。			納税者が生計		種	類	内		容		控	除額																				
配偶者控除					扶一船		般	生計を一にす 23歳		から18歳まで から69歳まで		330,000円																						
	+亦[]今				養	1.0	定			から22歳まで		450,000円																						
	<b>拦</b> 陈	納税義務者の 合計所得金額	控除社会司佣者		額 老人控除対象配偶者 38万円		老即	居老親等 外 の 人	前年の合計所	70歩	70#LV I		38	0,000円																				
		900万円以下	<b>控除対象配偶者</b> 33万円				БШ БШ		人同	居老親等	得金額が38万 円以下の人	70歳以上			45	50,000円																		
		900万円超 950万円以下	22万円	267		除	年 少			0歳た	から15歳ま	で		0円																				
		950万円超 1,000万円以下	11万円	137		基	礎	控 除	すべての納税郭	義務者:	が受けられ	ます。	330,000																					
※年齢の判定	性期け	今和元年12日31日の現況に	トります (前年)	h/=짜亡l	ている場合		死亡吐化	VIB:OIL F	n≠a )																									

※年齢の判定時期は、令和元年12月31日の現況によります。 (前年中に死亡している場合は、死亡時の現況によります。)

● 課税総所得金額の計算 所得金額の合計額 所得から差し引かれる金額の合計額 課税総所得金額 市 円 円 千円 ● 税額の計算 ※分離課税に係る所得等がある場合は計算方法が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。 税率 算出税額 税額控除等 所得割額 年税額 市民税 千円 × 6% Э Щ 百円 Э 百円

● 税額控除等 ※一部控除については、各年度の納税通知書が送達されるまでに申告いただく必要があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。 (寄附金税額控除) (住宅借入金等特別税額控除) (配当控除)

前年分の所得税において平成21年から令和3年12月末まで

課税所得金額 市民税 県民税 1.000万円 以下の部分 1.000万円 0.8% 0.6% 超の部分

株式等譲渡所得割額の控除)

の入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の 〕と②のいずれか少ない方の金額。 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額

前年分の (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成 19年・平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金 所得税額 (税額控除適 額を有する場合には、当該金額がなかったものとし 用前の金額) て計算した金額)

円

② 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%(限度 97,500 円)、 または7% (限度 136,500円) 県民税 2/5 市民税 3/5

税額控除の対象となる寄附先の団体 ①都道府県・市町村または特別区 (ふるさと納税) ②住所地の道府県共同募金会・日本赤十字社支部 県、市が条例で指定する団体 基本控除額=(寄附金額-2,000円)×10% (市民税 6%、県民税 4%)

百円

円

※寄附金額は、総所得金額等の30%が限度です。 ①のうち特例控除の対象となる寄附金に ついては、特例控除が加算されます。 特例控除=(寄附金額-2,000円)

×(90%-所得税の税率×1.021) ※特例控除額は市・県民税所得割額の 20%が限度です。

書類について マイナンバー関係

民

മ

計

方

法

県民税

(配当割額または

区分

配当割または

株式等譲渡所 得 割

マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方は ) ●マイナンバーカードだけで、本人確認 (番号確認と身元確認) が可能です。

① 番号確認書類

● 通知カード ● 住民票 (マイナンバーの記載があるもの) など

百円

2/5

市民税 県民税

3/5

千円 × 4%

マイナンバーカードをお持ちでない方は │ ●以下、①番号確認書類と②身元確認書類が必要です。

②身元確認書類

● 運転免許証 ● 被保険者証など 詳細は税務課市民税係まで お問い合わせください。

の申 点中

#### 1. 市役所申告会場の駐車場について

駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通 機関をご利用ください。お車またはバイクでお越しの方は、 地下駐車場・庁舎東側の駐車場及び阿南税務署仮庁舎跡地 等をご利用ください (裏表紙の地図参照)。また、駐輪場 は、庁舎西側と東側に設けています。

#### 2. 申告期間中の電話問い合わせについて

2月17日 月から3月16日 月は、市民税係職員の多く が受付会場に移動しているため、すぐに対応できない場合 があります。電話でのお問い合わせは、できるだけ2月 14日 金までにお願いします。

ご理解とご協力をお願いいたします。